

デロイトトーマツグループ
ブレグジットレスポンスセンター
結城 一政氏

英国の欧州連合（EU）離脱における税務への影響はこれまで、移民問題等の論点に比べて大きな注目を浴びてはなかった。だが、欧州域内に拠点を有する企業を中心に徐々に関心を集めつつある。

注目が遅れた理由の一つとして、EU域内の税務はそれぞれの国内税法と二国間租税条約に加え、EU指令や欧州裁判所判例とも複合するなど複雑性がある。このため、税務専門家や企業の財務部等以外の人には、なじみが薄かったためと思われる。

EU離脱にかかわる税の影響は、直接税と間接税とで大別できる。まず、直接税の代表である法人税については、もともEU単位で統一化さ

税務のリスク分析、早期に

れておらず各加盟国において規定されていたことから、影響は限定的と考えられる。

しかし、従来可能であったEU域内での親子間配当、利子、使用料についての源泉税免除などについては、英国に拠点を置く企業は適用できなくなると見られる。EU離脱に伴い、英国はその

根拠となっていたEU指令に準拠することができなくなるためだ。

例えば、ドイツ子会社から英国欧州統括会社への配当について、従来はEU指令に基づき源泉税が原則無税であったが、離脱後は英独租税条約を根拠として5%の源泉税課税になると考えられる。

次に間接税のうち、関税はEU法によって大部分が規定されていたた

また、付加価値税（VAT）については、EU域内取引は輸出入取引として扱われることとなり、輸出入にかかわる証明書類や関連システムの大規模改変の必要性が懸念される。

このような国際税務は、特に複雑になりがちな分野ではあるが、税はキャッシュフローを伴う論点であり、その各種シナリオにおけるリスク分析は財務への影響も含め重要である。関連各国の税制の状況把握を始めたとして早期のリスク分析・対応が求められる。

EU指令

欧州連合理事会で採択された提案について、加盟国に対して当該指令内容の施行を求めるもの。英国のEU離脱で影響の大きいと思われる主な指令は以下の通り

- 親子会社指令：EU親子間配当の源泉税免除
- 合併指令：EU域内クロスボーダー合併等を認める
- 利子・使用料指令：EU域内一定持ち分間の利子・使用料の源泉税免除
- 回収支援指令：税回収支援等

め、英国は離脱後、独自の関税法を制定する必要がある。離脱に伴い、EU加盟国との取引は通常の輸出入取引となるため、関税負担のみならず、輸出入手続き増加の管理面での負荷が大



ゆきま かずま ロンドン駐在

約20年間、国内外で多国籍企業の国際税務業務を担当。税理士、デロイトトーマツ税理士法人パートナー。